

数 量 計 算 書

【 伊賀市 滝川浄水場 次亜塩注入装置更新改造工事 】
(電気設備)

件名 滝川浄水場次亜塩注入装置更新改造工事 (電気) 次亜塩注 電気設備 直接労務員集計表

名 称	電 工	普通作業員				技 術 者 (据付工)	技 術 者 (単体調整)	技 術 者 (組合試験)	備 考
機器等据付工	0.660					1.240	0.780		
組合せ試験工								0.640	
電気配線工	10.326								
計	10.986					1.240	0.780	0.640	
	↓					↓	↓	↓	
設計数量	10					1	1	1	整数処理

工種：電気配線工

据付工数量集計表

件名 滝川浄水場次亜塩注入装置更新改造工事（電気設備）

工種	名称	形状寸法	単位	数量		電工		普通作業員						備考
						歩掛	小計	歩掛	小計	歩掛	小計	歩掛	小計	
(材料)	電線類	600V CEE 0.75sq - 3c	m	58.8			1.797							材料集計表 -1
	電線類	CVV-S 1.25sq - 4c	m	33.9										材料集計表 -1
	電線類	CV 3.5sq -3c	m	15.4	撤去									材料集計表 -1
	電線類	CVV 2sq - 3c	m	15.4	撤去									材料集計表 -1
	電線類	CVV-S 2sq - 3c	m	15.4	撤去									材料集計表 -1
	電線類	IE 2sq	m	15.4	撤去		0.028							材料集計表 -2
	電線類付属材料		式	1.0	電線類 ×0.015		-							付属材料費率
	電線管類	FEP φ50	m	21.5			7.701							材料集計表 -3
	電線管類付属材料		式	1.0	電線管類 ×0.70		-							付属材料費率
	電線管類	FEP φ30	m	62.6										材料集計表 -3
	電線管類付属材料		式	1.0	電線管類 ×0.70		-							付属材料費率
	ブレードホース	φ11×6	m	116.0										材料集計表 -3
	プルボックス	300×300×200	個	2.0		0.40	0.800							
					計		10.326							

件名 滝川浄水場次亜塩素酸注入装置更新改造工事（電気設備）

材 料 集 計 表 - 1

[電気配線工事]

内訳区分	600V CVT				CVV-S 次亜塩素酸注入装置更新改造				CV				CVV				CVV-S											
	0.75 sq				1.25 sq				3.5 sq				2 sq				2 sq											
	3 c				4 c				3 c				3 c				3 c											
	P&D	RACK	CP	FEP	P&D	RACK	CP	FEP	P&D	RACK	CP	FEP	P&D	RACK	CP	FEP	P&D	RACK	CP	FEP								
CHK (1- 1)	14.7			31.5	9.8			21.0					4.9			10.5					4.9			10.5	4.9			10.5
合計値 (A)	14.7			31.5	9.8			21.0					4.9			10.5					4.9			10.5	4.9			10.5
補充率 (B)	1.1				1.1				1.0				1.0				1.0											
(C)=(A)×(B)	16.17			34.65	10.78			23.10					4.90			10.50					4.90			10.50	4.90			10.50
設計数量 (D)=Σ(C)	50.82 ----> 58.8				33.88 ----> 33.9				15.40 ----> 15.4				15.40 ----> 15.4				15.4 ----> 15.4											
電工単位工量(E)=(E0)	0.016	0.025	0.021	0.018	0.015	0.022	0.019	0.017	0.006	0.010	0.008	0.007	0.006	0.008	0.007	0.006	0.006	0.008	0.007	0.006	0.006	0.008	0.007	0.006	0.006	0.008	0.007	0.006
電工量 (C)×(E)	0.258			0.623	0.161			0.438	0.029			0.084	0.029			0.073	0.029			0.073	0.029			0.073	0.029			0.073

C- 1 / 3

電工量小計= 1.797

材 料 集 計 表 - 2

[電気配線工事]

内訳区分	IV																			
	2 sq																			
	P&D	RACK	CP	FEP																
CHK (1- 2)	4.9			10.5																
合計値 (A)	4.9			10.5																
補充率 (B)	1.0																			
(C)=(A)×(B)	4.9			10.5																
設計数量 (D)=Σ(C)	15.40 ----> 15.4																			
電工単位工量(E)=(E0)	0.003	0.005	0.004	0.003																
電工量 (C)×(E)	0.014			0.014																

C- 2 / 2

電工量小計= 0.028

滝川浄水浄水場次亜塩素素注入ポンプ（電気設備）

材 料 内 訳 表

NO	配線区間 自 至		600V CVT				CVV-S				CV				CVV				CVV-S				
			0.75 sq				1.25 sq				3.5 sq				2 sq				2 sq				
			3 c				4 c				3 c				3 c				3 c				
			P&D	RACK	CP	FEP	P&D	RACK	CP	FEP	P&D	RACK	CP	FEP	P&D	RACK	CP	FEP	P&D	RACK	CP	FEP	
1001	次亜塩素素注入設備制御盤	1号注入ポンプ 電源	4.9		10.5																		
1002	次亜塩素素注入設備制御盤	1号注入ポンプ 制御					4.9		10.5														
1001a	次亜塩素素注入設備制御盤	2号注入ポンプ 電源	4.9		10.5																		
1002a	次亜塩素素注入設備制御盤	2号注入ポンプ 制御					4.9		10.5														
1003a	次亜塩素素注入設備制御盤	3号注入ポンプ 電源	4.9		10.5																		
1004	次亜塩素素注入設備制御盤	既存ポンプ									4.9		10.5		4.9		10.5		4.9		10.5		
(1/2)	CHK (1- 1)		14.7		31.5		9.8		21.0		4.9		10.5		4.9		10.5		4.9		10.5		

滝川浄水浄水場次亜塩素素注入ポンプ（注入配管）

材 料 内 訳 表

NO	配線区間 自 至		FEP				FEP				ブレードホース												
			φ 5 0				φ 3 0				φ 11×6												
			露出	埋込			露出	埋込			露出	埋込											
1005	新設ブルボックス a	新設ブルボックス b	6.5	6.8			6.5	6.8															
1006a	新設ブルボックス b	苛性・前次亜注入配管	1.6	4.6																			
1006b	新設ブルボックス b	後次亜注入配管					32.0	11.6															
1007	既存接続点	前次亜注入点									2.8	19.5											
1008	既存接続点	後次亜注入点									1.4	57.4											
1009	既存接続点	苛性ソーダ注入点									4.8	19.5											
(2/2)	CHK (1- 2)		8.1	11.4			38.5	18.4			9.0	96.4											

No	自	至	種別・サイズ・本数	経路	合計	計 算
1001	次亜塩素素注入設備制御盤	1号ポンプ 注入ポンプ 電源	600V CVT 0.75 sq - 3 c	P&D	4.9	2.2+0.4+0.5+0.3+0.3+1.2
				RACK		
				CP	10.5	0.4+0.6+0.2+2.9+2.6+2.7+1.1
				FEP		
				CP		
				PE 28 mm		
			露出			
			埋込			
1002	次亜塩素素注入設備制御盤	1号ポンプ 注入ポンプ 制御	CVV-s 1.25 sq - 4 c	P&D	4.9	2.2+0.4+0.5+0.3+0.3+1.2
				RACK		
				CP	10.5	0.4+0.6+0.2+2.9+2.6+2.7+1.1
				FEP		
				CP		
				PE 28 mm		
			露出			
			埋込			
1001a	次亜塩素素注入設備制御盤	2号ポンプ 注入ポンプ 電源	600V CVT 0.75 sq - 3 c	P&D	4.9	2.2+0.4+0.5+0.3+0.3+1.2
				RACK		
				CP	10.5	0.4+0.6+0.2+2.9+2.6+2.7+1.1
				FEP		
				CP		
				PE 28 mm		
			露出			
			埋込			
1002a	次亜塩素素注入設備制御盤	2号ポンプ 注入ポンプ 制御	CVV-s 1.25 sq - 4 c	P&D	4.9	2.2+0.4+0.5+0.3+0.3+1.2
				RACK		
				CP	10.5	0.4+0.6+0.2+2.9+2.6+2.7+1.1
				FEP		
				CP		
				PE 28 mm		
			露出			
			埋込			
1003	次亜塩素素注入設備制御盤	3号ポンプ 注入ポンプ 電源	600V CVT 0.75 sq - 3 c	P&D	4.9	2.2+0.4+0.5+0.3+0.3+1.2
				RACK		
				CP	10.5	0.4+0.6+0.2+2.9+2.6+2.7+1.1
				FEP		
				CP		
				PE 28 mm		
			露出			
			埋込			

No	自	至	種別・サイズ・本数	経路	合計	計 算
1005	新設ブルボックス a	新設ブルボックス b		P&D		
				RACK		
				CP		
				FEP		
				CP		
				FEP φ 50 ・ φ 30	露出	6.50
	埋込	6.80	0.4+6+0.4			
1006a	新設ブルボックス b	苛性・前次亜 注入配管		P&D		
				RACK		
				CP		
				FEP		
				CP		
				FEP φ 50	露出	1.60
	埋込	4.60	0.2+4.2+0.2			
1006b	新設ブルボックス b	後次亜 注入配管		P&D		
				RACK		
				CP		
				FEP		
				CP		
				FEP φ 30	露出	32.00
	埋込	11.60	0.2+11.2+0.2			
1007	既存接続点	前次亜注入点	ブレードホース φ 11×6	露出	2.80	0.1+0.7+1+1
				埋込	19.50	6.5+6.8+1.6+4.6
1008	既存接続点	後次亜注入点	ブレードホース φ 11×6	露出	1.40	0.2+1.2
				埋込	57.40	0.2+6.5+6.8+32+11.6+0.3
1009	既存接続点	苛性ソーダ注入点	ブレードホース φ 11×6	露出	4.80	1.7+0.7+1+1.4
				埋込	19.50	6.5+6.8+1.6+4.6
1004	次亜塩素注入設備制御盤	既存ポンプ	CV 3.5 sq - 3 c	P&D	4.9	2.2+0.4+0.5+0.3+0.3+1.2
				CP	10.5	0.4+0.6+0.2+2.9+2.6+2.7+1.1
1004	次亜塩素注入設備制御盤	既存ポンプ	CVV 2.0 sq - 3 c	P&D	4.9	2.2+0.4+0.5+0.3+0.3+1.2
				CP	10.5	0.4+0.6+0.2+2.9+2.6+2.7+1.1
1004	次亜塩素注入設備制御盤	既存ポンプ	CVV-S 2.0 sq - 3 c	P&D	4.9	2.2+0.4+0.5+0.3+0.3+1.2
				CP	10.5	0.4+0.6+0.2+2.9+2.6+2.7+1.1
1004	次亜塩素注入設備制御盤	既存ポンプ	IV 2.0 sq	P&D	4.9	2.2+0.4+0.5+0.3+0.3+1.2
				CP	10.5	0.4+0.6+0.2+2.9+2.6+2.7+1.1

複合工数量計算書

No.	1	名 称	薬注配管路掘削、埋戻	数 量	1	名 称	単 位	計 算 式	数 量
単独掘削 L = 11.2 m 	舗装版切断(As.)	m	11.20×2	= 22.40	22	40			
	舗装版取壊し(As.)	m ²	0.30×11.2	= 3.36	3	36			
	掘削	m ³	$0.30 \times (0.20 - 0.05) \times 11.2$	= 0.50	0	50			
	埋戻	m ³	$0.30 \times 0.20 \times 11.2$	= 0.67	0	67			
	路盤工 (10cm)	m ²							
	舗装版復旧(As.)	m ²							
	残土処分 (As.)	m ³	$0.30 \times 0.05 \times 11.2$	= 0.17	0	17			
	残土処分 (土砂)	m ³							
	No.	2	名 称	薬注配管路掘削、埋戻	数 量	1	名 称	単 位	計 算 式
単独掘削 L = 6.0 m 	舗装版取壊し(As.)	m	6.00×2	= 12.00	12	00			
	舗装版取壊し(As.)	m ²	0.30×6	= 1.80	1	80			
	掘削	m ³	$0.30 \times (0.40 - 0.05) \times 6$	= 0.63	0	63			
	埋戻	m ³	$0.30 \times 0.25 \times 6$	= 0.45	0	45			
	路盤工 (10cm)	m ²	0.30×6	= 1.80	1	80			
	舗装版復旧(As.)	m ²	0.30×6	= 1.80	1	80			
	残土処分 (As.)	m ²	$0.30 \times 0.05 \times 6$	= 0.09	0	09			
	残土処分 (土砂)	m ³							

滝川浄水場次亜塩素酸注入装置更新改造工事

特記仕様書

2021年度

伊賀市上下水道部

目 次

第 1 章	総 則
第 1 節	一般事項
第 2 章	機械設備
第 1 節	設備概要
第 2 節	機器概要
第 3 章	据付工事
第 1 節	据付工事
第 2 節	電気配線工事
第 3 節	塗装工事
第 4 節	試運転調整
第 5 節	引渡し及び保証

第1章 総則

第1節 一般事項

1. 本工事は以下に記載する工事を当市の契約規定、関係法規、一般仕様書、特記仕様書及び設計図書並びに係員の指示に従い、誠意をもって完全なる施工をなすものとし、後記の関連法規及び規格を遵守し施工を行うこと。
2. 本工事受注者は一般仕様書、本特記仕様書および設計図書に従って施工するものであるが、これに明示してない事項でも、施工上当然必要な足場等の仮設および設備等は受注者の責任において行わなければならない。
3. 本工事受注者は関係諸官庁、電力会社、保安協会、N T T等に対する一切の手続きを代行するとともに、常に密接な連絡を保ちそれぞれの使用に支障のないように注意しなければならない。なお、これに必要な経費は、受注者の負担とする。特に施設の運転には支障のないように注意しなければならない。
4. 本工事の施工にあたっては承認図を提出し当市の承認を得るものとする。また、仕様の変更については市が認めた場合について行うことができる。
5. 本工事について受注者は、当市から求められた場合、次の工事関係図書を各提出すること。これらに要する費用は受注者の負担とすること。

[1] 納入図

- (1) 機器外形図、詳細図、結線図
- (2) 機器配置図
- (3) 配管配線詳細図
- (4) その他、当市が指示するもの

[2] 完成図書

- (1) 維持管理に必要な操作説明図書
 - (2) 各種機器試験成績表
 - (3) 各種機器取扱説明書
6. 本工事竣工までの機器材料の保管の責任は受注者によるものとする。
 7. 本工事施工中に建造物、機械設備等の関係でおきる機器の配置、配管路の軽微なる変更は受注者において行うこと。
 8. 取り合い
配管設備、電気計装設備に関連するもので他の業者に作成依頼もしくは、作業取り合いが発生すると思われるものについては、受注後に他の施工図とは別途に施工図を提出して、工事の円滑な進捗をはかること。
 9. 工場立会い検査
当市が指定する機器については工場立会い検査を行う。検査に要する費用は受注者の負担とする。

10. 関連法規及び準拠規格

- (1) 日本水道協会規格 (JWWA)
- (2) 水道施設設計指針 (日本水道協会)
- (3) 電気設備技術基準 (経済産業省令)
- (4) 日本工業規格 (JIS)
- (5) 日本電機工業会規格 (JEM)
- (6) 電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (7) 電気通信設備工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)
- (8) その他関係法規、規格及び基準

第2章 機械設備

第1節 設備概要

本機器は滝川浄水場の中塩素を注入する次亜塩素酸ソーダ用薬品注入ポンプでポンプを更新すると共に、制御装置の制御方式を変更せず既存装置に合わせられるよう盤内の改造を実施する。なお、薬品注入配管が老朽化等発生していることから、新たに注入配管の敷設等を実施する。

第2節 機器概要

1. 設置機器

次亜塩素酸ソーダ用薬品注入ポンプ	3台
各	90mL/min 電源 AC200V
吐出圧	0.3Mpa以上
内2台は	4mA~20mA 制御
内1台は	制御なし
背圧弁	15A 10KF 1台
バーグラフ指示計	1台

2. 施工

次亜注入機器撤去据付工			
薬品注入ポンプ	既存ポンプ	1台	撤去
	購入ポンプ	3台	設置
配管工			
背圧弁		1台	設置
購入ポンプ流入配管		一式	設置
購入ポンプ流出配管		一式	設置
購入ポンプエア抜き配管		一式	設置
注入機盤改造工			
バーグラフ指示計	注入量	1台	設置
盤改造工		一式	設置
電気工			
既存ポンプ電線撤去		一式	撤去
ポンプ電線管敷設		一式	設置
FEP配管敷設	φ30・50	一式	設置
試運転工			
ポンプ	3台・指示計	1台・既存設備制御ループ	一式
ポンプ	2台制御ループ		二式
土工			
FEP配管敷設	φ30・50		
掘削・埋戻・舗装復旧等		一式	

3. ポンプ改造について

現場

自動・手動運転

「自動」運転時は、中央からのデジタル信号により運転・停止し、中央から注入量信号 4 mA～20 mA 信号（0～390 ml/min）により注入量を制御している。

また、既存薬注ポンプ計装よりアンサー信号として中央へ 4～20 mA を出力している。

「手動」運転時は、運転・停止ボタンにより運転・停止し、流量制御は盤面「FC1」により 0～100% の設定で制御されている。

変更

既存 1 台のポンプを 3 台に増設する。内 2 台は流量制御する。

1 台の注入量は、90 ml/min 以上とする。

自動・手動運転

「自動」運転時は、既存のとおり中央からの注入量信号等で新設ポンプ 2 台の 0～100% の制御が可能であること。

1 台は、ポンプ注入量の設定を手動で変更し「自動」により、運転・停止が可能であること。

「手動」運転時は、3 台のポンプが運転・停止可能であること。

注入量は、各ポンプの設定を手動で変更できること。

各ポンプの回路は、ブレーカー等で切断できること。

流量調整について

自動運転時は、中央からの流量制御信号で制御できること。

中央からの制御信号については、調節を行わないが絶縁は行う。

中央へのアンサー信号は、中央からの制御信号をそのまま伝送する。

手動運転時は、ポンプのボタン等により流量調整できること。

警報について

警報は、既存設備とする。改造は行わない。

※新設ポンプ 1 台で通常運転を行い、必要であれば 2 台目・3 台目の運転を可能とすること。

第3章 据付工事

第1節 据付工事

1. 機器の据え付けにあたっては、十分な経験と技術を持った専門技術者の指導のもとで行ない、その機器の性能や機能を損なうことのないように十分注意して据え付けなければならない。
2. 本工事場所は、浄水場施設のため、施設、設備の維持管理に支障を与えないよう施工するとともに、油類及び汚水等で汚染しないよう衛生管理にも十分注意して施工すること。
3. 機器の据え付け工事にあたって、他工事との出会い現場となる場合は、機器の破損や汚れを受けないように本工事の受注者によって保護に努めなければならない。

第2節 電気配線工事

1. 電気配線工事にあたっては、保守管理上危険性のないよう配慮して施工することはもちろん、次の規定及び仕様に適合した工事でなければならない。
 - (1) 内線規定専門部会 内線規定 (JEAC)
2. 動力配線、制御配線等のケーブル線は各種類ごとに順序よく整理して配線し、端末処理を完全にしなければならない。

第3節 塗装工事

1. 各機器の塗装は、特記なき限り製作者の標準塗装とする。但し、仕上げ色については、当市の指示によるものとする。
2. 据付後、損傷箇所がある場合はその補修塗装を行うものとする。

第4節 試運転調整

1. 各機器の現場据付後、当市の定める期間内に受注者は各機器について専門の熟練した技術者を派遣し、機器の調整試運転を行い必要な成績書を提出すること。
2. 試運転終了後、当市係員に各機器の機能および取扱操作方法等の説明をすること。

第5節 引渡しおよび保証

1. 本工事の引渡しは、当市係員の竣工検査に合格した時をもって引渡しとする。
2. 本工事引渡し後の保証期間は、満1ヶ年とする。なお、保障期間中に受注者の責任に帰すべき原因による事故が生じた場合には当市が指定する期間内に無償にて補修、または良品に取り替えること。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名：)	<input type="checkbox"/> 調整項目 (<input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 制限する工種名 () 施工時期及び施工時間 () 施工方法 ()
	<input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了	<input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 ()
	<input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり	<input type="checkbox"/> 占用物件名 (<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ())
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 (<input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> No. ~No. <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 (<input type="checkbox"/> 令和 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> 仮設ヤード (<input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 () <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 (L= km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 ()
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 制限項目 (<input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 施工方法等 (<input type="checkbox"/> 指定工法名 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 施工時期 ()
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> 調査項目 (<input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 調査方法 (<input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input type="checkbox"/> ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 人 (注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。) ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、本市が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により本市の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。
	<input type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設 (<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ()) ・近接施設 (<input type="checkbox"/> 擁壁 () <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他 ()) ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種 () ・制限内容 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市

令和2年8月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 保安要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則）	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 用地及び構造（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 安全施設（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 転用あり（回） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 水替工（縮切排水工）	<input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり ① 水替工（縮切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、本市が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により本市の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（縮切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 施工方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
残土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 残土処分（自由処分） <input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用）	<input type="checkbox"/> 残土処分地（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 運搬距離（L= km） <input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり（ <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他（ ））
	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input type="checkbox"/> コン塊 <input checked="" type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input checked="" type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 防護（ ）
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他（ ）
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり	<input type="checkbox"/> 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 提出書類あり	<input type="checkbox"/> 工法関係（ ） 材料関係（ ）
	<input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input checked="" type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	<input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input checked="" type="checkbox"/> 埋戻し材 <input checked="" type="checkbox"/> サンドクッション材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
そ の 他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）
	<input checked="" type="checkbox"/> 現場発生品あり	<input checked="" type="checkbox"/> 品名（ 薬品ポンプ ） 数量（ 1台 ） 保管場所（ 滝川浄水場 ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 支給品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（令和 年 月 日） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり	<input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） 数量（ ） 運搬距離（L = km）
	<input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事	<input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（積上）（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
適用条件	<input type="checkbox"/> 適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月版)を適用(部分改正を行った内容も含む(最新改正:令和 年 月 日)) <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル(案) 編」を適用 <input type="checkbox"/> 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成 年 月 日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) <input type="checkbox"/> 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」試行対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) <input type="checkbox"/> 「工事監理連絡会」実施対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を〔例示ー(公財)三重県建設技術センター〕に委託しているため、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類(施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等)の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者: <input checked="" type="checkbox"/> 設計変更(工事一時中止)を行う際には、伊賀市設計変更ガイドライン(平成30年6月)を参考とする。 <input checked="" type="checkbox"/> ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) <input checked="" type="checkbox"/> その他(伊賀市が定めてないものについては、三重県を参照し伊賀市と読み替え適用する。)
監督の区分 (共通仕様書 第3編3-1-1-6第6項、第10項に規定する表3-1-1(1)、表3-1-1(2))	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。) <input type="checkbox"/> 重点監督	重点監督の場合 【注:全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種 () ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.5

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ作成・登録	<input type="checkbox"/> コリンズ（CORINS）の作成・登録	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設発生土情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係下請企業次数制限	<input type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	<input type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
市内企業優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 市内企業の優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を伊賀市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。
県内産製品優先使用	<input type="checkbox"/> 建設資材の県内産製品優先使用	<input type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 <input type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第11号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第9号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事实態調査	<input checked="" type="checkbox"/> 工事实態調査	<input checked="" type="checkbox"/> 伊賀市低入札価格調査試行要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事实態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事实態調査に協力すること。
社会保険等未加入対策	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市

令和2年8月